

高齢者運転免許証自主返納支援事業継続申請について

市では、市内に住所を有する65歳以上の方で、市税等に滞納がなく運転免許証を自主返納された方に支援品を贈っていますが、継続を希望する方は申請してください。

○対象者

平成29年度に高齢者運転免許証自主返納支援事業決定を受けた方

○申請期間

平成29年度における高齢者運転免許証自主返納支援事業決定の日から1年以内

○申請方法

市役所安全まちづくり推進課及び各支所で支援の継続申請をしてください。

【必要書類】

- ・前年度に交付した「高齢者運転免許証自主返納支援事業決定通知書」
- ・印鑑
- ・前年度に支援品として茨城交通(株)路線バスICカード「いばっピ」の交付を受けた方で、引き続き同じ支援品を希望する方は、前年度に交付された茨城交通(株)路線バスICカード「いばっピ」

○支援期間

3年間（毎年申請が必要です）

申請・問 **本庁** 安全まちづくり推進課安全まちづくり推進G ☎52-1111 内線111

山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121 **美支** 総合窓口・地域振興G ☎58-2111

緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111 **御支** 総合窓口・地域振興G ☎55-2111

常陸大宮市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担について

平成30年7月29日執行予定の常陸大宮市議会議員選挙から「常陸大宮市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動費用の公費負担制度が実施されます。

○選挙運動費用の公費負担制度とは

資産の多少にかかわらず、立候補や選挙運動の機会を保てるようにするため、一定の範囲で国や地方公共団体が立候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。

○公費負担制度の種類

- ・選挙運動用自動車の使用
- ・選挙運動用ポスターの作成
- ・選挙運動用ビラの作成

○公費負担の対象及び限度額

1. 選挙運動用自動車の使用

(1) 一般選挙契約（一括契約）

限度額：各日について 64,500円（同一の日については1台に限る）

【参考：市長・市議選挙運動期間7日×64,500円＝451,500円】

(2) その他の契約（個別契約）

ア 自動車借入れ契約（レンタル）

限度額：各日について 15,800円（同一の日については1台に限る）

【参考：市長・市議選挙運動期間7日×15,800円＝110,600円】

イ 燃料供給の契約

限度額：7,560円×選挙運動の日数

【参考：市長・市議選挙運動期間7日×7,560円＝52,920円】

ウ 運転手雇用の契約

限度額：各日について 12,500円（同一の日については1人に限る）

【参考：市長・市議選挙運動期間7日×12,500円＝87,500円】

2. 選挙運動用ポスターの作成

作成単価に作成枚数を乗じた金額で、それぞれの限度は下記のとおりです（1円未満は端数切り上げ）。

(1) 作成単価の限度額 一枚当たり525.06円

(2) 作成枚数の限度数 305枚（ポスター掲示場数277）×1.1

【参考：525.06円×305枚＝160,144円】

3. 選挙運動用ビラの作成

作成単価に作成枚数を乗じた金額で、それぞれの限度は下記のとおりです。

(1) 作成単価の限度額 一枚当たり7.51円

(2) 作成枚数の限度数（法定枚数）市長 16,000枚 市議会議員 4,000枚

※市議会議員における選挙運動用のビラの公費負担は平成31年3月31日以降から適用されます。

○公費負担の仕組み

市が負担する公費は、候補者に直接支払われるのではなく、自動車の借入れやポスターの作成などの業務について候補者と有償契約を締結した業者に対して支払われることとなります（申請に必要な書類等はHPで公開しています）。

立候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の対象となりません。

問 **本庁** 総務課庶務・法制G ☎52-1111 内線320